

磐梯町農業委員会 2 月臨時会総会会議録

1. 開催日時

日時 令和 5 年 2 月 2 日（木）午前 9 時 0 0 分

場所 磐梯町役場 大会議室

2. 委員定数

17 名

3. 本日の総会に出席した委員

会 長 12 番 加藤 健一

会長職務代理者 11 番 田中 重博

委 員

2 番 鈴木 翼 4 番 前田 諭志 5 番 川井 信之

7 番 遠藤 充孝 9 番 田中 茂 10 番 佐藤 栄喜

農地利用最適化推進委員

1 番 卯月 宏次 4 番 加藤 正己

4. 本日の総会に欠席した委員

委 員

1 番 金田 未樹 3 番 佐藤 栄祐 6 番 鈴木 勇一

8 番 上野 庄市

農地利用最適化推進委員

2 番 鈴木 一功 3 番 鈴木 照喜 5 番 鈴木 庄次

5. 本会の総会に提案される議案は次のとおり

議案第 74 号 磐梯農業振興地域整備計画変更案に対する意見徴取について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 樋口 和博

農地係長 小川 克彦

7. 会議録

議長

本日、農業委員 8 名、農地利用最適化推進委員 2 名の出席により、磐梯町農業委員会総会規約第 7 条に従い本総会が成立されたことを宣言いたします。

議長

日程第1 会議録署名人を議席順に指名してよいかを諮り異議なし多数により、次の委員を指名した。

議席 4番 前田 諭志 委員

議席 5番 川井 信之 委員

議長

日程第2 議案第74号 磐梯農業振興地域整備計画変更案に対する意見徴取について
事務局に説明を求めます。

事務局

日程第2 議案第74号 磐梯農業振興地域整備計画変更案に対する意見徴取について

本日は臨時総会ということで、お忙しいところご参集いただきましてありがとうございます。本案件につきましては、農業振興地域の整備に関する法律に基づきまして、農業委員会に意見を求められたところでございます。なお、他の機関のJA、土地改良区に対しましても法に基づきまして、同様の意見を求めているところでございます。また、審議機関ですが、磐梯農業振興地域整備推進協議会がございしますが、そちらは明日開催をすることになっております。では、日程第2 議案第74号 磐梯農業振興地域整備計画変更案に対する意見徴取について 説明をさせていただきます。

資料は、タブレットの変更案のところをご覧いただきたいと思います。

内容につきましては、12月の定例会におきまして素案を説明させていただいております。また、土地利用計画につきましては、9月の定例会の際に説明をさせていただいております。その後、県との事前協議をふまえて、今まで調整をしてきております。そして、県との事前協議で了承を得ることができたということで、今後、計画全体の見直しということでまとまりましたので、今回ご説明申し上げたいと思います。

まず、1ページでございしますが、磐梯農業振興地域整備計画変更理由書でございします。

1. 変更内容でございしますが、以下変更後の用途になります。まず、編入ですが、新たに農振地域に加える農地で、こちらは中山間集落戦略等で取り組んでいる地域は農業振興地域にしないといけないということですので、集落協定で取り組んでいる部分を加えるということでの編入になります。次の除外についてですが、公衆用道路は、現在整備を進めております町道磐梯大谷線にかかる部分でございします。河川敷は護岸改修に係る部分でございします。次が鉄塔敷のところになります。次の再生利用困難荒廃農地についてですが、こちらについては農業委員会の農地パトロールによりまして、荒廃農地B分類にしたところでございします。その下の農業上の利用を図ることが不要な農地ですが、集落周りの点在する農地、山際周辺の低未利用地の農地が含まれております。次が太陽光発電用地ということで、具体的に除外の申し出があった農地でございします。こちらは地権者と事業者の法から申し出が出ていますところ。次が駐車場用地で、こちらは個人から申し出が出てお

ります。次の侵入路用地についても、個人から申し出が出ております。

次の２ページに行きまして、廃材置き場用地ですが、こちらも個人からの申し出に基づくものでございます。次に現地確認不能ということで、今回一筆調査で地番の突合をしたところで現地が確認できない農地がありましたのでこちらが除外ということになっております。以上のことから、編入が、５．８９９ヘクタール、除外が６３４筆で５２．３１ヘクタール、差引き合計で４６．４１ヘクタールが農振農用地から除外される面積ということになります。続きまして、２．変更理由でございますが、（１）整備計画の変更を必要とするに至った理由ですが、「本町計画は、昭和４９年度に策定し、平成９年度に総合見直しを行って以降、特に本町農業に影響を与える大規模な開発計画等もなかったため、２０年以上が経過したところである。しかし、社会・経済情勢等の変化もあり、本町の現状については、前回の総合見直し時とは、少しずつ変化してしまっていた。そこで、本町の現在及び将来における農業振興と地域開発等が相互に調和の取れた計画とするべく、令和２年度に基礎調査を実施した。その結果、農業及び農地に対する地域住民等の意向やそれらを取り巻く環境が大きく変化していることが明らかとなり、整備計画変更の必要が生じたため。」ということでございます。（２）土地利用計画の変更により農業面にどのような影響があるかでございますが、「前回の総合見直しから２０年以上が経過しているため、今回の総合見直しにより、本町農業の現状や農業者の実情に沿った計画変更とすることができる。」ということでございます。（３）変更後の土地利用計画に対する基本方針でございますが、「人口減少、少子高齢化、農業の担い手の不足等の課題解決に向けた取組みを講じていきながら、減少する農業者と限られた財源の中でも本町の基幹産業である農業の維持・発展と優良農地の保全・確保に努めていく。」という理由でございます。

次のページが、土地利用変更説明図でございます。黄色が農振農用地で今後も保全管理していくべき農地ということになります。薄緑色が採草放牧地で変更ございません。オレンジ色が農業用施設用地。水色が今回除外する候補地になります。灰色は町道磐梯大谷線にかかる部分で、図面上は一筆全部が着色されていますが、実際にはこの一部が除外されるということになります。最後に、赤色が今回編入する部分ということになります。

続きまして、計画書の案の説明をさせていただきます。まず、表紙から目次、そして、１ページからご覧下さい。

第１ 農用地利用計画でございますが、こちらについては（１）土地利用の方向でございますが・・・・・・となっております。次に、２ページの（エ）土地利用の方向ですが、①農用地ですが、・・・・・・となっております。３ページの⑤宅地ですが、・・・・・・となっております、⑥その他は・・・・・・となっております。

４ページの上段が、除外・編入の部分を含めた農用地等の面積となります。ここで、農用地が６２ヘクタールほど減少するということになっておりまして、森林・原野が５８ヘクタールほど増加するということになっています。次に、イ 農用地区域の設定方針でございますが、以下・・・・・・となっております。

続いて、5ページは（2）農業上の土地利用の方向ということで、・・・・・・となりまして、6ページに用途区分の構想がありまして、東部・中部・西部地区について記載があり、先ほど説明した編入が約5.9ヘクタール、除外が約52.3ヘクタールで46.41ヘクタールの増減が出されているところでございます。主に西部地区が32ヘクタールの減少となっております。

次に、8ページからの第2 農業生産基盤の整備開発計画になります。1 農業生産基盤の整備及び開発の方向でございしますが、こちらは・・・・・・となっております。

次に、10ページからの第3 農用地等の保全計画であります。まず、1 農用地等の保全の方向ついてですが、・・・・・・となっております。

次に、13ページからの第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画につきましては、それぞれ経営体の営農類型について記載しておりますが、こちらは県の標準的なものを参考とさせていただいております。

15ページが（2）農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向でございしますが、記載の内容の対応策で考えておりますが、磐梯町地域農業再生協議会の活用も含めて誘導していくということにしております。16ページが2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策ですが、・・・・・・となっております。3 森林の整備その他林業の振興との関連ですが、・・・・・・となっております。

続いて、17ページが第5 農業近代化施設の整備計画になります。こちらについては方向としては・・・・・・となっております。

次に、18ページからは、第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画であります。こちらについては・・・・・・となっております。

次に、20ページの第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画でございします。こちらについては・・・・・・となっております。

次に、22ページからが第8 生活環境施設の整備計画でございします。1 生活環境施設の整備の目標でございしますが、整備計画で農業集落排水施設の整備の計画があがっておりまして、町道磐梯大谷線と連動して行っていきたいということでございします。

また、関連事業も含めた事業の総合的整備により、生活環境の充実、向上を図り、快適で住みよい農村集落の形成と農林業の振興を図るとしてまいります。

以上が、計画書の内容でございします。

次のページからが付図となります。1 土地利用計画図、2 農業生産基盤整備開発計画図、3 農用地等保全整備計画図、4 生活環境施設整備計画図になりますのでご覧下さい。付図の次のページが、農用地区域の一覧になります。ここに記載された地番については農用地区域とするということになりまして、将来に渡って保全していく農用地になりますのでご確認いただきたいと思います。また、備考に一部という表記がありますが、こちらは町道磐梯大谷線にかかる部分ということでございします。19ページが用途区分にな

りますのでご覧下さい。次のページからが、基礎調査資料になります。こちらはポイントのみ説明させていただきますが、こちらは・・・・・・となっております。

以上、ご説明申し上げましたので、皆さまのご審議をお願いしたいと思いますのでよろしく願いいたします。

議長

事務局からの説明が終わりましたが、質問・意見ございませんか。

11番 田中 重博 委員

前回の説明では、県から農振除外の面積が多いのではということだったが、その部分については県とは協議済ということでしょうか。

事務局

県との事前協議において、計画書の冒頭の部分にありますが、その変更理由書の内容で事前協議を行い県から了承をいただいております。

11番 田中 重博 委員

農地等の保全計画の中で、中山間地域直接支払交付金があると思いますが、この面積は田のみなのか。

事務局

集落協定によっては、畑を入れているところもございます。それは各集落協定の考え方で行っております。

11番 田中 重博 委員

農振農用地の面積が増減していて、これから農用地を維持していくためには畑も守っていかなければならないのではないかと思いますので申し上げました。

あとは、町が出資して農業振興公社を立ち上げるということですが、もう設立した訳ですよね。

事務局

いいえ。まだ設立されていません。これからになります。

これから色々な事業を行うためにも、国・県の補助金をもらうにもこの計画書に入っていないと実施できないので、町が出資する農業法人ということで示しています。わかる部分についてははっきりと記載しております。

11番 田中 重博 委員

図面に水色で着色している除外する候補地は、申請があがっているものですよ。

事務局

そうなります。申出期間を設けておりましたので、その期間中に申請があったものをこの中に入れて、県と事前協議をして了承されています。

11番 田中 重博 委員

着色されていない箇所については、何になりますか。

事務局

農振農用地の白地になります。農地ではあるけど、将来的に農業上の利用は低い農地となります。他の事業との関連になりますが、例えば山林は、山林化して部分については林業の事業をしていくということで関連を持たせています。

農振除外をして荒廃農地になってしまうのではないかとという心配もありますが、そこは現況確認をして山林化して、林業の事業で整備を行っていくことになります。森林は併せて鳥獣害対策も行っていくということにしています。

議長

他に質問・意見ございませんか。

9 番 田中 茂 委員

整備計画書は素晴らしいし、磐梯町がやらなくてはならない内容が載っているものだと思います。磐梯町は8割が山林、2割が農地になっていますが、農地だけではなく、山林の再生も考えなくてはならないと思います。政策についてはこれで良いと思いますが、これから基盤整備を行ってほしいと思います。他にも今、畑地化交付金もありますが、現実的に畑地化できなくて困っている状況です。幸い、そば産地になっていますが、収入が低いものを作っているのは、後継者が育たないと思いますので、農業委員会として求めているதாகながら、しっかりした施策をこの振興計画に基づいて取り組んでいただきたいと思います。

議長

他に質問・意見ございませんか。

4 番 前田 諭志 委員

全体的なことを聞きたいのですが、この計画書が町全体の農業振興に関するマスタープランということでしょうか。

事務局

はい。そうです。

4 番 前田 諭志 委員

そのマスタープランを20年くらい前から変わっていなかったということで、今このタイミングで見直していくというのはどこがポイントなのですか。農業振興公社で事業を行っていくのにこの計画が必要なのかということです。

事務局

9月や12月に前段説明したつもりですが、基本的には5年から10年の計画で、その中で県からは見直しをしていきなさいという指導があります。それにもかかわらず、磐梯町は放置していたという状況があります。あとは、前の計画は20年以上前になるので情勢も変わっているので、人・農地プランの進め方が入っていなかったり、鳥獣害についても状況が変わっている。基盤整備についても、20年前はほぼ完了したという内容で、今後基盤整備された農地を活用していきましょうということでしたが、現在は基盤整備の必

要性も出てきていることも踏まえて、まだ具体的にはありませんが、今後事業に取り組む際に必要となるので、今回の見直しの中に内容を入れさせていただいたところです。

議長

他に質問・意見ございませんか。

10番 佐藤 栄喜 委員

今回除外された農地が多くあって、水路の管理の問題等あると思いますが、土地改良区との打合せ、今後の説明についてはどう考えていますか。

事務局

土地改良区については、先ほど推進体制で説明をしましたが、幹事会で土地改良区の職員、JAの職員、農林課、農業委員会の職員を含めた中で検討を進めてきまして、その辺は十分説明をして了解をさせていただいていると理解しております。幹事会の中で細かい場所についても説明しておりますし、土地改良区にも農業委員会と同じく意見をいただくということにしております。これから農振除外がされて農地が転用されれば、土地改良区の運営、賦課金の決済金の問題、そちらについても土地改良区の事務局では理解いただいていると思っております。

12番 加藤 健一 会長

西部土地改良区と布藤土地改良区で賦課金の金額が違うが、土地改良区の合併の問題は出てこないのか。

事務局

何年か前に検討していた時期があったようですが、西部土地改良区が将来、解散の意向があるということでしたが、その後の県の土地改良事業計画の中では存続となっていたようでしたので、それぞれの団体の運営を尊重すれば、町の方から合併云々の話はないのかと思いますので、その内容については一切触れておりません。

11番 田中 重博 委員

町が農業振興地域整備計画を作っているとすれば、町一本の農業施策の一環として土地改良事業も難しいとは思いますが、考えるべきではないかなと思います。

事務局

そこは理事の皆さんの中で話してもらうというのがスタートではないかなと思います。

ちなみに明日の協議会には、両土地改良区の理事長さんが委員として入っておりますので説明はいたします。JA、土地改良区、森林組合、区長会の農業関係団体以外の団体も入っての審議になります。今後は事業に対して、どのような形で結びつけていけるかということになると思います。

議長

他に質問ございませんか。この計画案で承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

この議案について異議がないものと認め、議案第74号 磐梯農業振興地域整備計画変更案に対する意見徴取について 承認することに決定いたします。

議長

他に、質問・意見ございませんか。

事務局

今回、タブレットでの説明のみで紙では出しておりませんが、計画書が完成した際には冊子でお渡しします。今年度末を目標に進めておりますのでよろしくお願いいたします。

議長

質疑ありませんので、以上で、本会議を閉会といたします。

慎重審議ありがとうございました。

定例会閉会時間 午前10時10分

本委員会定例総会の内容を記録し、相違ないことを証明するために議長及び議事録署名人はここに署名する。

令和5年2月2日

議長（会長）

署名人

署名人